

(参考資料) 休暇別、勤務時間数別の休暇取得日数

休暇の種類		1日の勤務時間数	休暇により、1日勤務しないことがあらかじめ明らかな日	急遽取得する日		
			7時間45分	例:6時間	7時間超～ 7時間45分	例:9時間
年次休暇	1日			時間単位	1日	時間単位
病気休暇				一部を勤務しない場合:時間単位		
特別休暇				全てを勤務しない場合:1日 一部を勤務しない場合:時間または分単位 (ただし、特定病気休暇の期間計算については、1日として取り扱う。)		
特別休暇 (妻の出産休暇、育児参加休暇、 子の看護休暇及び短期介護休暇)				全てを勤務しない場合:1日 一部を勤務しない場合:時間単位 (残日数のすべてを使用する場合、1時間未満の端数も使用可)		
特別休暇 以外の休暇(※1)				全てを勤務しない場合:1日 一部を勤務しない場合:時間または分単位(※2) (ただし、暦日の休暇の取得日数計算については、1日として取り扱う。)		
介護休暇(※1)				全てを勤務しない場合:1日 一部を勤務しない場合:時間単位(最大4時間まで)		

※1: 介護休暇は連続する6月間取得できる休暇であるため、取得可能期間中の各日の取得時間数は、取得可能期間に影響しない。
(特別休暇のうち、取得可能期間が「連続する〇日」とされている休暇も同様)

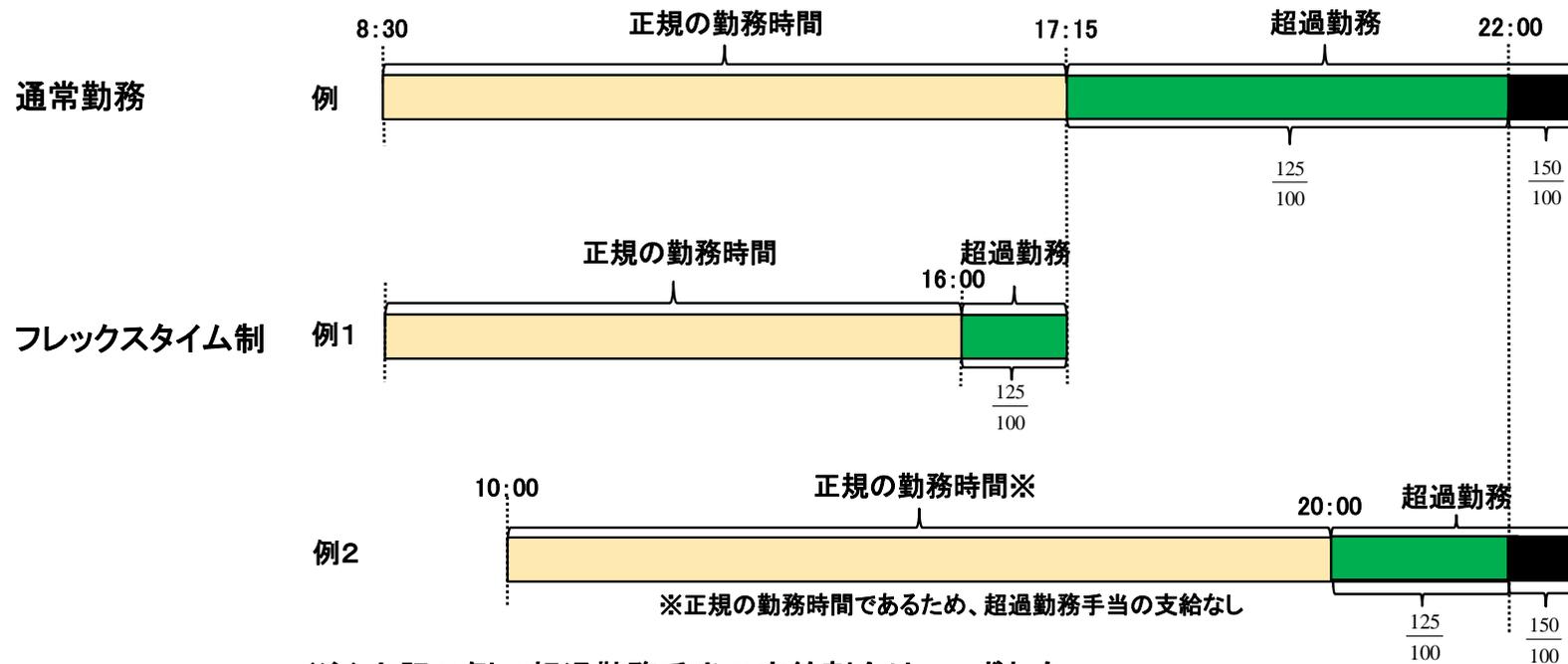
※2: 特別休暇のうち、「必要と認められる期間」とされているものについては、1日の勤務時間数にかかわらず、必要と認められる日・時間数を承認。

フレックスタイム制における超過勤務手当の支給割合について

考え方

- 公務におけるフレックスタイム制は、あらかじめ各省各庁の長が正規の勤務時間を割り振るものであり、通常勤務職員と同様、正規の勤務時間以外の時間において超過勤務命令に基づいて勤務した場合には、超過勤務となる。
- 超過勤務手当の支給割合についても、通常勤務職員と同様。

超過勤務手当の支給割合



(注) 上記の例の超過勤務手当の支給割合は、いずれも、
正規の勤務時間が割り振られた日で超過勤務時間が月60時間以下の場合

拡充するフレックスタイム制適用職員の勤務時間の基準

		割振りの基準(●最短勤務時間数、◆コアタイム)				
		研究職	専門スタッフ職	矯正医官	一般職員	育児介護職員
勤務職員	フルタイム 【勤務時間法】 1週間当たり38時間45分	【規則15-14】 ●1日2時間以上 ◆AM9時～PM4時に 週1日以上2時間～4時間30分	【規則15-14】 ●1日4時間以上 (2時間以上とすること可) ◆AM9時～PM4時に 毎日2時間～4時間30分 (週1日とすること可)	【規則15-14】 ●1日2時間以上 (◆)各省各庁の長が矯正医官 ごとに、AM9時～PM4時に 毎日2時間勤務すべき時間帯 を定める	【規則15-14】 ●1日6時間以上 ◆AM9時～PM4時に 毎日5時間	【規則15-14】 ●1日4時間以上 ◆AM9時～PM4時に 毎日2時間～4時間30分
再任用職員	勤務短時間 【勤務時間法】 1週間当たり 15時間30分～31時間	【規則15-14】 ●◆同上 (7時間45分未満の勤務時間を 割り振る日には適用しないこ とができる。)	同左	同左	同左	同左
勤務職員	育児短時間 【育児休業法】 ①3時間55分×5日 ②4時間55分×5日 ③7時間45分×3日 ④7時間45分×2日 +3時間55分×1日 ⑤1週間当たり 19時間25分～24時間35分	【規則19-0】 ・週3日又は5日 ・1週間当たり ①19時間25分 ②19時間35分 ③23時間15分 ④24時間35分 ●1日2時間以上	同左	同左	同左	同左

〔フレックスタイム制〕勤務時間の割振り・割振り後の変更 (一般の職員・育児介護職員)

1 割振り

申告どおりの割振りによると公務の運営に支障が生ずると認める場合

→ 勤務時間数、勤務時間帯のいずれも変更可(次の基準に適合する必要あり)

ア 勤務時間を延長する場合は、7時間45分を超えることは不可、勤務時間を短縮する場合は7時間45分を下回することは不可

イ 始業時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のいずれか遅い時刻以前に設定すること

2 割振り後の変更

① 職員からの変更

職員から変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき

→ 勤務時間数、勤務時間帯のいずれも変更可

② 官側からの変更

当該職員の勤務時間を変更しなければ、公務の運営に支障が生ずると認める場合において別に人事院の定めるところにより変更するとき

→ 勤務時間数、勤務時間帯のいずれも変更可(次の基準に適合する必要あり)

ア 勤務時間を延長する場合は、7時間45分を超えることは不可、勤務時間を短縮する場合は7時間45分を下回することは不可

イ 始業時刻は、申告された始業の時刻、標準勤務時間の始まる時刻又は官庁執務時間の始まる時刻のいずれか早い時刻以後に設定し、かつ、終業の時刻は、申告された終業の時刻、標準勤務時間の終わる時刻又は官庁執務時間の終わる時刻のいずれか遅い時刻以前に設定すること

「1割振り・2②官側からの変更」のイメージ

